

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金 (キャッシュバック方式) 交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症により経営に大きな影響を受けている中小企業者及び組合が経営の安定化のために借り入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金（以下「補給金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補給金の交付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金（国による信用保証料・利子の補助対象となる「新型コロナウイルス感染症対応資金」に該当する。以下、「当該制度融資」という。）を受けたもののうち、以下のいずれかの要件を満たす事業者とする。

- 一 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下、「法」という。）第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者に対する当該制度融資の貸付
- 二 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者に該当する個人事業主に対する当該制度融資の貸付
- 三 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けたもののうち、第二号以外の者で、当該制度融資の申し込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者に対する当該制度融資の貸付

(交付対象経費)

第3条 補給金の額は、当該制度融資（貸付金額が3千万円を超え4千万円以内に限る。）のうち3千万円を除いた貸付額に係る令和2年5月1日から同年12月31日までの間に支払った約定利子の全額、及び翌年以降は、毎年1月1日から同年12月末日までの間に支払った約定利子の全額とする。

(補給期間)

第4条 補給金を交付する期間は、受給資格者が融資を受ける日から起算して1年間とする。

(金融機関への委任)

第5条 補給金の交付を受けようとする受給資格者（以下、「申出者」という。）は、当該制度融資を受けた金融機関に、交付の申請及び請求に関する一切の行為に関する権限を委任状及び振替承諾書（様式第2号）の提出をもって委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

2 委任を受けた金融機関（以下、「受任者」という。）は、申出者に利子補給金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

（交付の申請）

第6条 受任者は、利子補給金の金額と申出書等の内容を確認し、第3条による利子補給金の金額をとりまとめて、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の受取利子証明（明細）書（別紙1）
- 二 委任状及び振替承諾書（様式第2号）
- 三 申出者に係る、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号又は同条第6項のいずれかに基づく市町村の認定書の写し
- 四 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

2 前項における提出期限は、令和2年5月1日から同年8月31日までに発生する利子については同年9月末、同年9月1日から同年12月末日までに発生する利子については翌年1月末とする。令和3年以降は、毎年1月1日から同年6月末までに発生する利子については、同年7月末、同年7月1日から同年12月末日までに発生する利子については、翌年1月末とする。

3 同条第1項第二号については、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱に定める委任状及び振替承諾書の写しをもって代えることができる。

4 2回目以降の交付申請においては、同条第1項第二号及び第三号の書類を省略することができる。

5 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

（交付決定及び確定の通知）

第7条 知事は、前条に基づく申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補給金を交付すべきものと認めたときは鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第3号）及び利子補給補助金交付決定額一覧表（別紙2）により、受任者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 決定通知の交付を受けた受任者が補助金の交付を請求しようとするときは、令和2年の1回目については、同年11月末まで、2回目については、翌年3月15日まで、令和3年以降の1回目については、毎年9月末まで、2回目については、翌年3月15日までに、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 県は、前条の鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、受任者へ利子補給金を交付するものとする。

2 受任者は前項の支払いがなされた時には、速やかに受給資格者の指定口座に対して利子補給補助金を交付するものとする。

(書類の保存)

第10条 受任者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

2 改正後の鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金(キャッシュバック方式)交付要綱の規定は、鹿児島県信用保証協会が同年5月1日から同年6月18日までに保証を付した資金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月25日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事

（申請者（受任者））

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

印

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付申請書

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、当該補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
2. 添付資料
 - ・新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の受取利子証明（明細）書（別紙1）
 - ・委任状及び振替承諾書（様式第2号）
 - ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく市町村の認定書（写）
 - ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく市町村の認定書（写）
 - ・中小企業信用保険法第2条第6項に基づく市町村の認定書（写）

様式第2号（第5条及び第6条関係）

委任状及び振替承諾書

当社（私）は、（金融機関所在地）

（金融機関名称）

（取扱店名）

（代表者氏名）

を代理人と定め、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付要綱第5条及び第6条に規定する利子補給金の交付申請及び請求に関する一切の行為の権限を委任します。

また、本件利子補給金を交付するにあたり、鹿児島県が同代理人へ交付を行った後、同代理人が融資を受けた口座へ振り替えることを承諾します。

なお、補給金交付の通知については、当該補給金の入金をもって通知に代えることを承諾します。

年 月 日

所在地

企業等名称

代表者氏名

連絡先：

印

金融機関確認印

※個人事業主の方は、「企業等名称」欄は記載不要です。「代表者氏名」欄のみ御記入ください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（受任者）

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

鹿児島県知事

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金
交付決定及び交付確定通知書

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付要綱第7条の規定に基づき、利子補給補助金の交付を決定し、確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

- | | | |
|------------------------|---|---|
| 1. 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2. 交付確定額 | 金 | 円 |
| 3. 添付資料 | | |
| ・ 利子補給補助金交付決定額一覧表（別紙2） | | |

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事

（申請者（受任者））

所在地：

金融機関名：

代表者氏名：

印

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付請求書

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金交付要綱第8条の規定に基づき、当該補助金の交付について下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付請求額 金 円
2. 添付資料
 - ・利子補給補助金交付決定額一覧表（別紙2）
3. 振込口座

本支店・支所	預金種別	口座番号	預金口座名義人

(別紙1)

新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の受取利子証明(明細)書

- 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金
- 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金

利子補助対象期間： 年 月～ 年 月分

No	取扱支店	事業者名	保証番号	名寄せ番号	取引番号	資金用途	融 資 年月日	融資期間 (月数)	据置期間 (月数)	融資額 (千円)	金利 (年, %)	補助対象貸付額 (千円)	借入額のうち3,000万円 以内に係る受取利子額 (円)	借入額のうち3,000万円を除いた 貸付額に係る受取利子額 (円)
						・ 運転資金 ・ 設備資金 ・ 運転設備	R○, ○, ○	○月	○月					
1														
2														
3														

- 注 1. 利子補給補助対象の補給金に○囲みする。
2. 「No」の欄は、通し番号を記載する。
3. 「事業者名」の欄は、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金に係る利子補給補助金の対象となった者の企業名等を記載する。
4. 「融資年月日」の欄は、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の貸付契約日を記載する。
5. 「補助対象貸付額」の欄は、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の利子補助対象期間の末日現在の残高を記載する。
6. 「受取利子額」の欄は、補助対象貸付として貸付けた額の、本証明に係る計算期間における受取利子額(顧客口座に入金される金額)を記載する。
7. この表は、5月1日から6月18日までに保証を付した資金の融資を記載する。

(別紙2)

利子補給補助金交付決定額一覧表

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対応資金関連利子補給補助金

利子補助対象期間： 年 月～ 年 月分

No	取扱支店	事業者名	保証番号	名寄せ番号	取引番号	資金使途	金利 (年, %)	補助対象貸付額 (千円)	借入額のうち3,000万円 以内に係る利子額 (円)	借入額のうち3,000万円を除いた 貸付額に係る補助金交付決定額 (円)
1										
2										
3										

注 この表は、5月1日から6月18日までに保証を付した資金の融資を記載している。